

広域ブロック自立施策等推進調査費の要求（要望）方法及び留意すべき事項について
（平成 21 年度版）

平成 21 年 4 月
国土交通省国土計画局

平成 21 年度広域ブロック自立施策等推進調査費（以下「本調査費」という。）の取り扱いについては「広域ブロック自立施策等推進調査費取扱要領」（以下、「要領」という。）及び「広域ブロック自立施策等推進調査費取扱要領実施細則」（以下、「細則」という。）に定めるほか、要求（要望）の際には、下記の応募方法に従うとともに、留意事項について念頭に置くこと。

なお、本件において要求とは各府省庁を、要望とは地方公共団体等を対象として用いるものとする。

記

1．要求（要望）にあたっての留意点

- (1) 調査等は、原則として複数の府省（部局・機関）、地方公共団体等の主体が連携して行うものとしているが、要求（要望）にあたって各調査参加主体の役割分担を明確にすること。なお、地方経済団体、NPO 等の民間団体が調査に参加することは差し支えない。
- (2) 海外事例の調査等は委託先の調査機関等が行うことが適当であり、（目）外国旅費は認められないので注意すること。
- (3) 各府省地方ブロック機関が調査等を実施する場合についても、財務省等への説明は原則として本府省の担当課が行うことになるので、本府省の担当課においては調査等の趣旨等を十分に把握すること。
- (4) 本調査費は、国土交通省としての採択を決定したものについて財務省と協議を行い、執行についての示達があった後に使用できるものであるので注意すること。

2．要求（要望）の方法及び手順

- (1) 「広域ブロック自立施策推進調査」については、下記に従って要求（要望）を行うものとする。

要求（要望）する主体のうち少なくとも一つは、当該調査等に関する広域ブロックの広域地方計画協議会を構成する機関であること。

要求する主体のうち一つの府省（部局・機関）を幹事として選定し、国土交通省への要求は、幹事から行うこと。

幹事は、調査参加主体と調整の上、配分要求書を作成し、別添資料 1 の広域ブロックの区分に応じた広域地方計画推進室を経由して、国土交通省国土計画

局に提出すること。なお、各府省庁の地方ブロック機関が要求する場合は、本府省庁の広域ブロック自立施策等推進調査費担当部局へも併せて配分要求書の写しを提出すること。

当該調査等については、当該調査等に関する広域ブロックの広域地方計画協議会の協議等を経ること。

- (2) 「地域施策創発調査」については、下記に従って要求(要望)を行うものとする。

調査課題を発案する地方公共団体は、調査課題、調査対象地域に応じ、提案すべき各府省庁の地方ブロック機関(地方ブロック機関の存在しない府省庁においては本府省庁)の担当課に要望すること。

地域施策創発調査は、調査課題が地方公共団体から発案されたものであることを原則としているが、その他、地方経済団体、NPO等の民間団体による調査課題の発案がある場合には、地方公共団体が民間団体の提案を受け付け、地方公共団体の発案として提出すること。

複数の地方公共団体が連携する場合には、幹事地方公共団体を選定し、幹事地方公共団体から要望を行うこと。

要望を受けた府省庁(部局・機関)は、地方公共団体の提案の趣旨を十分に踏まえ、調査実施計画を立案し、調査参加主体と調整のうえ、国土交通省国土計画局に対して要求を行うこと。なお、地方ブロック機関が要求する場合には、本府省庁経由で要求すること。

複数の府省(部局・機関)が連携して行う調査等については、幹事となる府省(部局・機関)を選定し、国土交通省への要求は、幹事から行うものとする。

- (3) 各府省庁からの要求内容について、国土交通省において書類審査を行い、ヒアリングの対象となる調査等を選定する。さらにヒアリングの結果、国土交通省としての採択対象を選定する。
- (4) 国土交通省として選定したものについては、財務省と協議を行う。この際、各府省地方ブロック機関が調査等を実施する場合についても、財務省への説明は原則として本府省の担当課が行うものとする。

3. 配分要求書及びヒアリングにおける説明の要点

配分要求書の作成及びヒアリングにおける説明にあたっては、細則に定めることのほか、以下の事項について十分留意すること。

- (1) 配分要求書は、別添「広域ブロック自立施策等推進調査費配分要求書等作成要領」に従って作成、提出すること。
- (2) 本調査費の趣旨及び要求する調査等の目的を踏まえ、各項目について、明確で分かりやすく簡潔な記述及び説明を行うこと。

4. 特定課題調査の要求に関する留意点

- (1) 政策評価の結果に応じて緊急に検討が必要な調査等とは、一般的には政策評価の結果は次年度予算等に反映するものであるが、例えば政策評価の結果が当初設定していた目標から極めて大きく乖離しており原因の究明が早急に必要、事業評価の結果大型事業等が中止になり他の施策への影響が甚大、などの場合において次年度を待たずして政策評価の結果を踏まえた対応策の検討を行う緊急性がある場合などが想定される。
- (2) 社会経済情勢の変化に応じて緊急に検討が必要な調査等とは、大規模な被害を伴う天災、環境汚染、疫病や犯罪の発生等の社会情勢の変動、又は、急激な不動産や資材価格の変動、金融機関の破綻、国際貿易情勢の急変等による経済情勢の変動等の理由により早急に地域活性化等の検討を行う緊急性がある場合などが想定される。
- (3) 新たな国家戦略の立案に応じて緊急に検討が必要な調査等とは、国土計画等以外で国土の利用、開発及び保全に関係がある計画等（最近の例：地方再生戦略・日本経済の進路と戦略）が政府によって策定（閣議、閣僚会議、内閣に置かれる 本部・会議等での決定を目安とする）され、それを受けた施策の推進が国土計画の観点からも有益であることが認められる場合などが想定される。

5 . 調査等の実施に関する留意点

本調査費による調査等の実施に関する留意点は以下のとおりであるので、それらを念頭に置いた上で、調査等の要求（要望）を行うこと。

(1) 調査事項の公表

調査事項が財務省の承認を受け決定した時点で、国土交通省は全ての広域ブロック自立施策等推進調査の調査事項（調査名・調査実施主体・調査の概要）を公表する。

調査等実施担当府省においても、本調査費の配分を受けたときは、本調査費により行おうとする調査等について公表すること。

(2) 調査等の執行における調査機関等への委託

調査機関等への委託について、1府省（部局・機関）において調査機関と地方公共団体とに分割し委託することは問題ないが、複数のコンサルタント等の調査機関に分割して委託することは、特に専門性の高い調査事項について別の調査機関に委託することが必要な場合などを除いては原則として避けること。

調査費の執行については「公共調達の適正化について（平成 18 年 8 月 25 日、財計第 2017 号）」（以下、「財務大臣通達」という。）を踏まえ、配分された各府省の責任において適切に行うこと。

調査等の委託を受けた地方公共団体は、「財務大臣通達 2 . 再委託の適正化を図るための措置（2）再委託の承認」を受けて各府省にて定められた

所要の手続きを踏んだ上で調査等を調査機関に再委託して実施すること。

調査等の委託に際しては、委託機関等への「白紙委託」とならないよう、調査実施主体・調査参加主体が実施する部分と委託機関等が実施する部分等とを区分するとともに、委託機関等が実施する調査事項、調査内容等について、十分な指導とチェックを行い得る体制を確立すること。

(3) 調査参加主体の追加

調査実施段階で、当初予定していなかった主体に調査等への参加を求めることにより、調査等の実効性が高まる場合には、調査参加主体を追加して差し支えない。ただし、調査参加主体を追加した場合、国土交通省に報告すること。

(4) 調査等への国土交通省国土計画局の参加

調査等を実施するにあたり協議会等を設置する場合には、必要に応じ国土交通省国土計画局が参加することがある。

6. 調査等の終了後に関する留意点

本調査費による調査等の終了後に関する留意点は、要領及び細則に定めるほか、以下のとおりであるので、それらを念頭に置いた上で、調査等の要求（要望）を行うこと。

(1) 調査結果の報告

調査等の結果について国土交通省から別途報告を求めることがある。

(2) 調査等の成果の活用

調査等実施府省等は、各々の責任において、調査等の成果を踏まえた施策を行うよう努めること。

7. (参考) 今後のスケジュール等（見込み）

4 / 中旬 都道府県から各府省地方ブロック機関等への提出期限（広域ブロック自立施策推進調査、地域施策創発調査の区分）

4 / 下旬 各府省庁から国土交通省国土計画局への提出期限

5月上旬以降 国土計画局によるヒアリング

5月下旬 国土交通省としての採択の可否の決定

6月上旬以降 財務省との協議（調査内容に関する財務省への説明）

6月下旬以降 財務省からの示達

（最終的な採択及び配分金額の決定）

移し替え・契約手続等

8月～ 調査実施

H22以降 調査実施主体による調査等の成果の活用状況報告

国土交通省における調査目的の達成状況についてのフォローアップ

(別添資料1)

広域ブロックの区分に応じた広域地方計画推進室

広域ブロック	対象地域	地方ブロック 機関名	部局・課室・係 等名	電話番号・FAX番号・電子 メールアドレス等
東北圏	青森県、岩手県、 宮城県、秋田県、 山形県、福島県、 新潟県	東北地方整備局	東北圏広域地方 計画推進室	022-266-0014 (直通) FAX 022-266-0024
首都圏	茨城県、栃木県、 群馬県、埼玉県、 千葉県、東京都、 神奈川県、山梨県	関東地方整備局	首都圏広域地方 計画推進室	048-600-1945 (直通) FAX 048-600-1946
北陸圏	富山県、石川県、 福井県	北陸地方整備局	北陸圏広域地方 計画推進室	025-280-8889 (代表) FAX
中部圏	長野県、岐阜県、 愛知県、静岡県、 三重県	中部地方整備局	中部圏広域地方 計画推進室	052-953-8132 (直通) FAX 052-953-8133
近畿圏	滋賀県、京都府、 大阪府、兵庫県、 奈良県、和歌山県	近畿地方整備局	近畿圏広域地方 計画推進室	06-6942-1962 (直通) FAX 06-6942-1962
中国圏	鳥取県、島根県、 岡山県、広島県、 山口県	中国地方整備局	中国圏広域地方 計画推進室	082-511-6137 (直通) FAX 082-511-6359
四国圏	徳島県、香川県、 愛媛県、高知県	四国地方整備局	四国圏広域地方 計画推進室	087-811-8309 (直通) FAX 087-811-8408
九州圏	福岡県、佐賀県、 長崎県、熊本県、 大分県、宮崎県、 鹿児島県	九州地方整備局	九州圏広域地方 計画推進室	092-476-3552 (直通) FAX 092-476-3560